

令和 8 年度

羽鳥ダム管理事業

羽鳥ダム放流警報設備調査設計業務

特別仕様書

第1章 総 則

（適用範囲）

第1－1条 羽鳥ダム管理事業羽鳥ダム放流警報設備調査設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定の「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

（目 的）

第1－2条 本業務は、羽鳥ダム管理事業に基づき、管理所無線設備移設の実施設計を行うものである。

（場 所）

第1－3条 本業務において対象とする施設の場所は、福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥地内他で別紙-1「位置図」に示すとおりである。

（土地への立入り等）

第1－4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

（低入札価格契約における第三者照査）

第1－5条

1. 別紙-4に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1－7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。
2. 第三者照査の企業に要求される資格
 - （1）予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - （2）東北農政局において、令和8・9年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - （3）東北農政局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - （4）共通仕様書第1－30条守秘義務を遵守できるものであること。
 - （5）中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ①資本関係
 - （ア）親会社と子会社の関係にある。
 - （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある。
 - ②人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

○照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

○照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4. 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5. 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査と合わせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況（写真撮影を含む）については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6. 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7. 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8. 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（一般事項）

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

（1）作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

（2）受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

（管理技術者）

第1-7条

（1）管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する部門は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用等 農業－農業土木 農業－農業農村工学
	電気電子	電子応用等

	農業	農業土木
		農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	
	農業土木	

- (2) 別紙-4 に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、

管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、管理技術者は、監督職員と事前打ち合わせの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に押印し作業内容を記録するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(照査技術者)

第 1－8 条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する部門は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用等
		農業－農業土木 農業－農業農村工学
	電気電子	電子応用等
	農業	農業土木
		農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	
	農業土木	

- (2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引き(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－9 条 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者)

第 1－10 条 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、

業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（保険加入）

第1－11条 受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提出しなければならない。

第2章 作業条件

（適用する図書）

第2－1条 本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

名 称	発 行 所	制定（改訂）年月
ダム・堰施設技術基準	（社）ダム・堰施設技術協会	平成28年03月
土地改良事業計画設計基準 設計「ダム」	（社）農業土木学会	平成15年04月

（作業条件）

第2－2条 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

1. 羽鳥ダム管理所無線設備の設計諸元は次のとおりである。

羽鳥ダム管理所無線設備

設 置 場 所		羽鳥ダム管理所
送 信 出 力		3W（2分配）
電 力 分 配 比		2（野仲）：1（布引）
空中線－1	種 類	5素子八木型
	利 得	11dB
	方 向	真北277度（野仲方向）
空中線－2	種 類	3素子八木型
	利 得	8dB
	方 向	真北203度（布引方向）

2. 業務の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な実施計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。

3. 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

（貸与資料等）

第2－3条 貸与資料は、次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数量	備考
報告書	平成28年度 羽鳥ダム取水設備防塵対策設計その他業務報告書	1式	

完成図書	平成24年度 警報局更新工事	1 式	
完成図書	平成29年度 布引観測所更新工事	1 式	

（貸与資料の取扱い）

第 2－4 条 第 2－3 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3－1 条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙-2 作業項目内訳表（該当項目）に○印で示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
【設計業務】		
1. 現地踏査	1 式	
2. 管理所空中線設備移設設計	1 式	
3. 照査	1 式	

（設計作業等の留意点）

第 3－2 条 設計作業等の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

1. 無線設備移設の設計にあたっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
2. 無線設備移設の設計にあたっては、最新の工法などの技術情報、実施事例などの収集に努めた上で設計の比較検討を行うものとする。
3. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
4. 第 2－1 条、第 2－3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
5. 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
6. 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と

協議するものとする。

- ・「工事工種の体系化」は

http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

7. 当業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取り纏めるものとする。

なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、新技術関連情報（ARIC）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

- ・新技術関連情報（ARIC）については、<http://www.aric.jp/>を参照
- ・新技術普及マニュアル検索システム（社）土地改良測量技術協会については、<http://www.sderd.or.jp/newtec09.html> を参照
- ・新技術情報システム（NETIS）は、
<http://www.netis.mlit.go.jp/RenewNetis/Explanation/MainExplanation.asp> を参照。

（業務の成果品質確保対策）

第3-3条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者等が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

- ① 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- a) 設計条件・前提条件
- b) 業務計画の妥当性
- c) スケジュール
- d) 設計変更内容
- e) その他

- ② 会議の開催（事務所側の出席者等）については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

（2）合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図

るものとする。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- ① 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ② 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

- ③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発

注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第４章 打合せ

（打合せ）

第４－１条 共通仕様書第１－１０条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第２回 中間打合せ

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正にかつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙-４に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第１-１１条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第５章 成果物

（成果物）

第５－１条

１．成果物を共通仕様書第１章第１－１７条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

（１）成果物の電子媒体（CD-R 等） 正副２部

（２）成果物の出力 １部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

２．開示用成果物の作成

上記の成果物のほかに、成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 等）により別途１

部提出するものとする。

なお、黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

第5－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥字水上5－1

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6－1条 業務請負契約第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

1. 第2－2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
2. 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
3. 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
4. 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
5. 履行期間の変更が生じた場合。
6. 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
7. その他試験が必要な場合。
8. 警報局及び警報局舎の仕様等の詳細が確定した場合。
9. 管理所空中線設備移設に必要な設計が生じた場合。
10. その他

（業務スライドの試行）

第6－2条

1. 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）URL（「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」）に基づく試行業務である。
2. 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
3. 発注者又は受注者は、2.の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費ら当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
4. 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

5. 2. の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2. 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
6. 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、2. ～5. の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
7. 6. の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
8. 4. 及び7. の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2.、6. の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
9. 業務スライドの試行に係る運用については、1. に記載の通知に基づくものとする。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

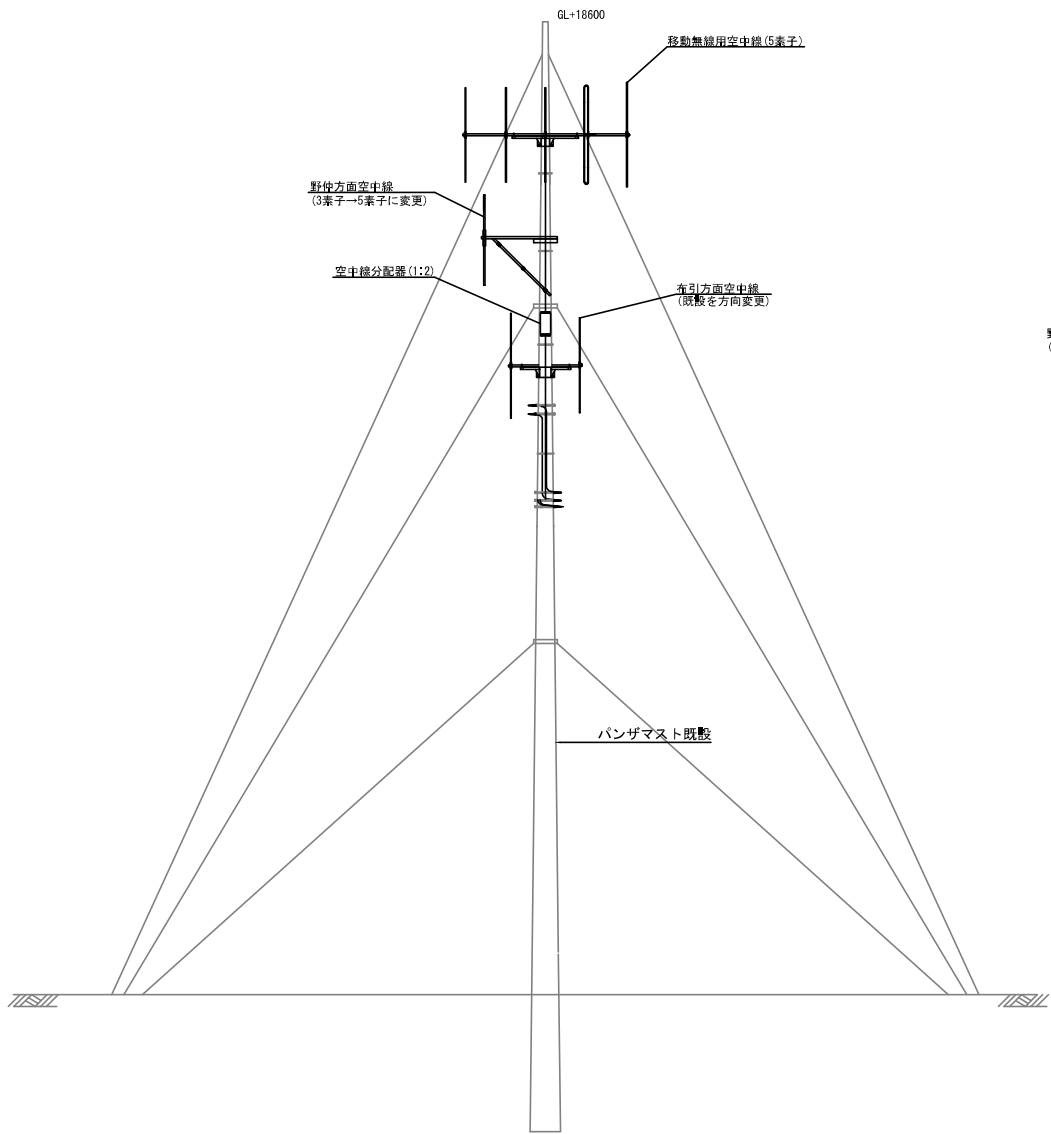


業 務 名	令和8年度 羽鳥ダム管理事業 羽鳥ダム放流警報設備調査設計業務		
図 面 名	位 置 図		
尺 度	図面番号	1	
事務所名	東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所		

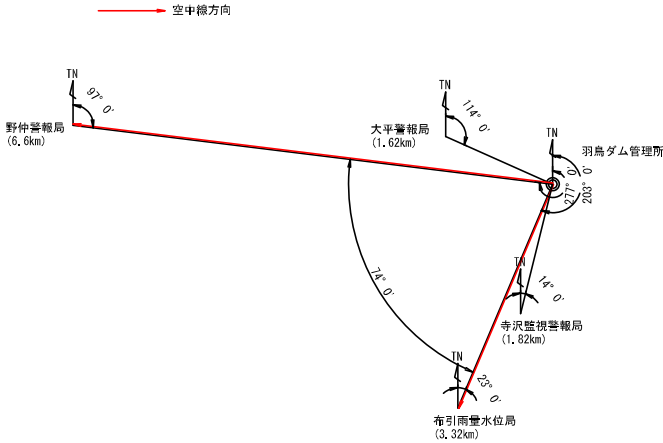
(別紙－２ 作業項目内訳表)

1. 羽鳥ダム放流警報設備調査設計業務

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
【設計業務】		
1. 現地踏査	管理所と各無線局（野仲、布引）間の現況を把握する。	○
2. 管理所空中線設備移設設計 (1) 伝搬方位測定	野仲及び布引の無線局間の電波伝搬実験を実施し、位置及びアンテナ標高を検討する。なお、既設の管理所空中線設備の詳細は別紙－３のとおり。	○
(2) 伝搬測定の最良受信場所 選定等	伝搬方位測定に基づき管理所の空中線設備設置位置について検討選定する。	○
3. 照査	成果物の照査を行う。	○



羽鳥ダム回線経路図

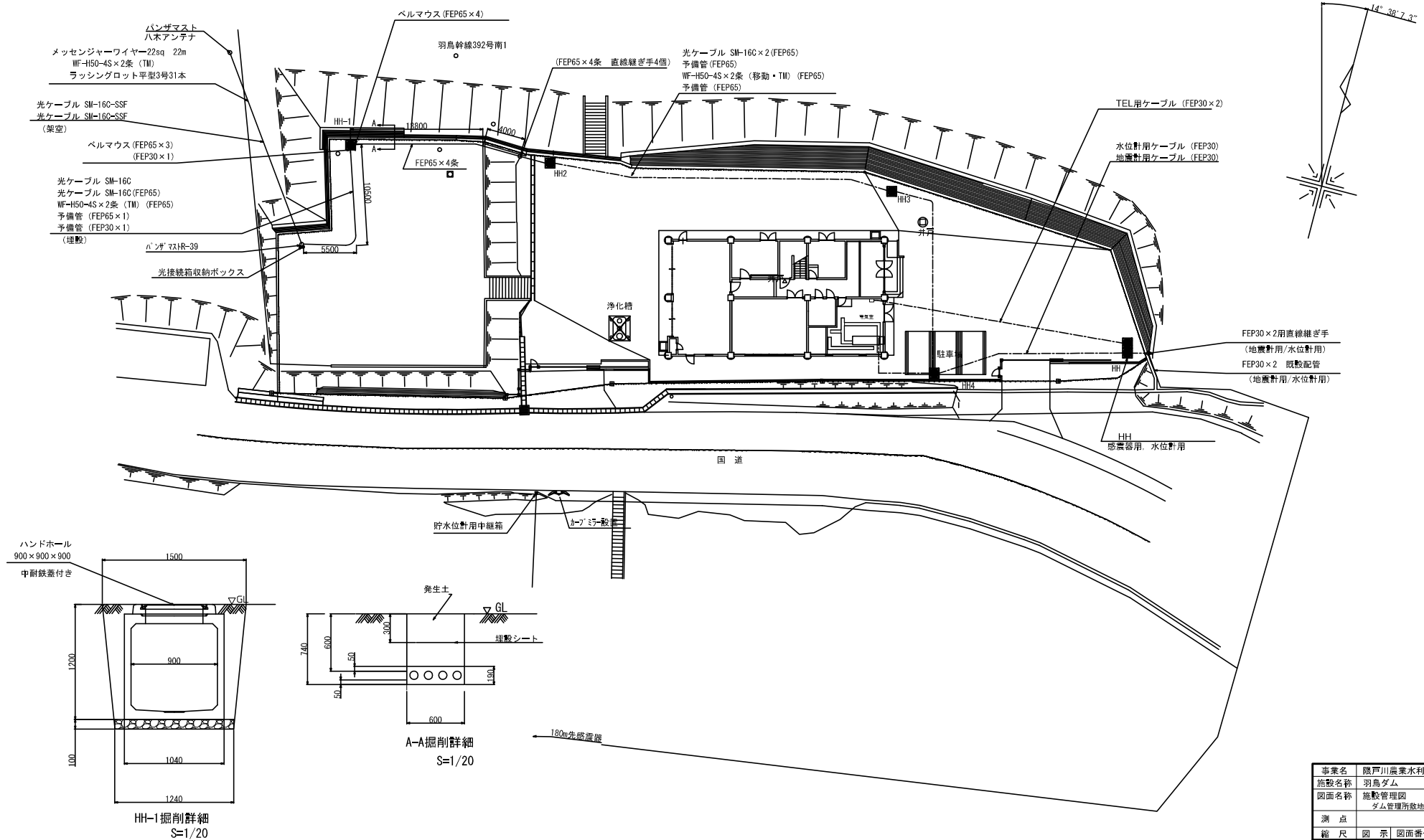


業 務 名	平成28年度 羽鳥ダム管理事業 羽鳥ダム取水整備計画対策工事の他業務		
図 面 名	羽鳥ダム管理所 空中線外観図 (更新参考図)		
年 月 日	平成 29 年 3 月 29 日		
尺 度	$S=1:50$	図面番号	4
会 社 名			
事業所名	東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所		

ダム管理所敷地平面図

S=1/200

木柱 (自営柱)



別紙－４（第 1-5 条、第 1-7 条、第 4-1 条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額